

水先料金規制の緩和(上限認可・届出制) H18.5 水先法改正 (H20.4 施行)

<期待された効果>

- ユーザーと水先人の交渉(指名契約交渉)による料金の多様化
→ ユーザーの意向を反映した割引料金の設定等
- 市場原理による水先人の業務効率化



ユーザーが期待する制度改正の効果(指名による料金低減)が実現されていないとのユーザーからの問題提起。

- 応召義務(全ての船舶に対する水先サービスの提供)を担保するための引受手段である「輪番制」が優先され、指名制が機能する余地がない。
- 水先人側に指名制を機能させていこうとする意識がない。(意識改革が必要)



**水先小委において、関係者合意の下、指名制を有効に機能させるための取り組み
=「指名制トライアル事業」= の実施を決定**

指名制トライアル事業のレビュー概要 (平成22年12月1日 第7回水先小委員会 取りまとめ)

目的

- 指名制と輪番制の両立
 - ・ 指名に関するユーザーのニーズに応えつつ、非指名船にも支障なく水先業務を提供できることを検証。
 - ・ 指名制が有効に機能し、料金を含む事前指名契約交渉が進めやすくなる環境を整備。

実施経過 及び 実施結果

- 水先小委員会報告(平成21年6月25日)を受け、東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海の4水先区において平成21年7月以降、順次開始し、水先対象船舶の約30%になるまで着実に進捗
- グループ指名の方法で指名に応えつつ、非指名船の応召義務も担保
- 指名水先人が割引料金を設定(総トン数10万トンクラスで、13~15%割引)

まとめ (今後に向けて)

- 「指名制」と「輪番制」の両立が可能であることが検証され、当事者間の交渉により料金設定がなされる環境が整備されつつあり、実施の過程で、ユーザーから寄せられたニーズはあるものの、トライアル事業は当初の目的を達成したと考えられる。
- 今後は、トライアル事業の成果を踏まえ、水先人側とユーザー側でフォローアップを行うなど、引き続き、関係者の真剣な努力が不可欠であり、水先小委においてもその動向を注視していくこととする。 → H23.1.14 に当事者間で「第1回指名制度運用協議会」を開催
- 新たに関門水先区及び鹿島水先区でも指名制を実施する動き → 指名制の導入拡大へ